

京田辺市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成21年 5月

1 はじめに

地方公共団体の技能労務職員は、その職務の性格や内容が、同種の民間企業の従業員と比較して給与が高額ではないかとの批判や指摘があります。このことを踏まえ、当市におきましても、市民のご理解と納得が得られるよう、技能労務職員の給与等について総合的な点検をし、今後に向けた基本的な考え方等について取組方針を策定しました。

2 現状

(1)職種別平均年齢、人数、平均給与等及び民間従業員データ(平成20年4月1日現在)

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
京田辺市	43.2 歳	59 人	321,200 円	462,900 円	376,700 円	-	- 歳	- 円	
うち清掃職員	41.3 歳	39 人	311,800 円	476,800 円	367,500 円	廃棄物処理業 従業員	43.6 歳	299,700 円	1.59
うち学校給食員	48.3 歳	8 人	348,500 円	405,000 円	402,100 円	調理師	38.8 歳	273,200 円	1.48
うち用務員	50.1 歳	3 人	333,500 円	386,200 円	386,200 円	用務員	53.9 歳	225,900 円	1.71
うち自動車運転手	46.2 歳	3 人	354,400 円	524,500 円	418,100 円	自家用自動車運 転手	55.9 歳	303,400 円	1.73
						営業用バス運 転手	44.3 歳	409,800 円	1.28
うち その他	保育所調理 師 土木技術員	6 人	323,700 円	386,300 円	372,000 円	-	-	-	
京都府	51.3 歳	498 人	361,163 円	425,068 円	404,345 円	-	-	-	
国	48.9 歳	4,784 人	284,679 円	- 円	320,623 円	-	-	-	
類似団体	48.3 歳	58 人	311,102 円	341,983 円	328,639 円	-	-	-	

区 分	参 考			
	年収ベース(試算値)の比較			
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D	
京田辺市	7,247,200 円	- 円	-	
うち清掃職員	7,371,300 円	4,170,000 円	1.77	
うち学校給食員	6,669,900 円	3,594,400 円	1.86	
うち用務員	6,418,500 円	3,227,400 円	1.99	
うち自動車運転手	8,202,000 円	自動車	4,171,200 円	1.97
		営業バス	4,917,600 円	1.67
うち その他	保育所調理 師 土木技術員	6,279,700 円	- 円	

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成17～19年の3か年平均)
技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2)職種ごとの職員数

年齢別職員数(平成21年4月1日現在)

区 分	20歳 未満	20～ 23歳	24～ 27歳	28～ 31歳	32～ 35歳	36～ 39歳	40～ 43歳	44～ 47歳	48～ 51歳	52～ 55歳	56～ 59歳	60歳 以上	合計
清掃職員			1	3	4	9	5	8	1	2	5		38
学校給食調理師					1	2			1		4		8
用務員					1						2		3
自動車運転手							1	1	1				3
その他						1	2				1		4
							1	1					2
合計	0	0	1	3	6	12	9	10	3	2	12	0	58

年度別職員数(5年毎)

区 分	59年	元年	6年	11年	16年	21年	
清掃職員	37	44	49	51	42	38	
学校給食調理師	33	31	24	21	12	8	
用務員	22	21	16	16	7	3	
自動車運転手	4	4	3	3	3	3	
その他	保育所調理師	11	10	9	8	6	4
	土木技術員		2	2	2	2	2
	電話交換手	1	1	1	1		
合計	108	113	104	102	72	58	

(3)その他給与に関する事項

給料表

一般行政職とは別の給料表に基づいて支給しています。なお、国の行政職給料表(一)を準用しています。

手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。

昇給基準

毎年1月1日に、前1年間における勤務成績に応じて、4号給を標準として昇給することとしています。また、一般行政職と同じく55歳以上の職員の昇給抑制措置を設けています。

3 基本的な考え方

平成9年の市制施行後、第2次行政改革により、技能労務職員全職種において、退職者不補充を原則としながら、欠員については非常勤嘱託職員や臨時的任用職員の雇用等で対応することとします。また、業務の民間委託を一部進めているところですが、さらに民間委託の推進に努めます。

4 具体的な取組内容

(1)定員について

平成21年4月現在、技能労務職員は58名で、平成元年の113名と比較すると、50%減となっております。退職者不補充の効果が出ています。さらに今後5年間で、10名の退職が見込まれます。

職員の削減については、退職者不補充や民間委託によるもので、例えば、ゴミ収集の一部民間委託(平成12年)により約10名の職員を削減しました。保育所、幼稚園、他の市の施設の用務員の退職者不補充により、平成元年の21名から現在3名となっています。

また、学校給食調理師についても、調理業務の民間委託を進めます。

今後も、定年退職等に伴う職員の採用は行わず、退職者不補充を継続し、定員の削減に努めます。

(2)給与について

当市では、平成18年4月に給与構造改革を導入したところですが、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業従事者の給与等の動向に留意しながら給与制度の適正化に努めます。

また、技能労務職に係る特殊勤務手当については、現在見直しを進めています。

5 その他

今後も、市の財政健全化に向けて、第3次行政改革大綱や行政改革実行計画、行財政改革集中改革プラン等に基づき、事務事業の見直しを進めるとともに、職員数の適正化を図ります。